

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年8月16日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 財産区と県が締結していた県行造林契約の解除に伴う解除金の納付が2年後となっているが、条例に従った適正な納付期限を設定する必要があった。（みどり整備課）</p> <p>イ 証紙収納について 証紙収納について、証紙収納簿への登記及び消印が遅れていたものがあったので、適正に行う必要がある。また、証紙を貼り付けた申請書に通し番号を記入しておく必要がある。（みどり保全課）</p>	<p>今後、県行造林契約の解除に伴う解除金の納付期限については、条例に従い適正に設定する。</p> <p>証紙は申請書受理日に直ちに収納することとし、申請書の整理番号欄に月ごと、種別ごとの通し番号を記入する。</p>